

第4章 第1次国土強靱化実施中期計画

1-1 第1次国土強靱化実施中期計画の策定

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。とりわけ、人的被害（死者）が最大約29.8万名、資産等の直接被害が約224.9兆円とも推計されている南海トラフ巨大地震のような大規模自然災害から一人でも多くの人命を守り、国民生活や社会経済活動の維持・早期復旧を図るため、国民、事業者、地域、行政等のあらゆる主体が総力を挙げて、国土強靱化の取組を推進する必要がある。また、高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が加速度的に進行する中、著しい劣化や損傷が災害への耐力を低下させ、災害時に被害を拡大させることが懸念されており、老朽インフラの修繕・更新を強力に推進し、予防保全型メンテナンスへの移行を図る必要がある。

このような状況を踏まえ、政府は、令和5年6月に改正された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）に基づき、「国土強靱化基本計画」に基づく施策の実施に関する中期的な計画として、「第1次国土強靱化実施中期計画」（以下本章において「実施中期計画」という。）を令和7年6月6日に閣議決定した。

1-2 取組の実施方針

実施中期計画は、計画期間を令和8年度から令和12年度までの5年間とし、基本計画で定める国土強靱化政策の展開方向に沿って計画期間内に実施すべき国土強靱化施策の内容及び目標を明らかにするとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に続く計画として、その推進が特に必要となる施策の内容及びその事業規模を定めている。実施中期計画は、＜1＞国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理、＜2＞経済発展の基礎となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化、＜3＞デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化、＜4＞災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化、＜5＞地域における防災力の一層の強化の五つの方針に基づき、計画期間内に実施すべき施策の内容と目標を具体的に示しつつ、推進することとしている。また、計画期間内に推進が特に必要となる施策の目標を設定するとともに、その先を見据えた現段階の長期目標についても明示し、重点的に取組を推進していく。

1-3 事業規模及び社会状況や事業実施環境の変化への対応

実施中期計画に示す計画期間内に推進が特に必要となる施策について、その事業規模は、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途としている。計画の初年度については、令和7年度第1次補正予算から措置されており、国費約1.9兆円（そのうち、公共関係費約1.6兆円）が計上されている。これらの予算等により、国土強靱化の取組を強力に推し進めていく。

人口減少・少子高齢化を背景に担い手の減少や高齢化が進展し、人材の需要と供給にギャップが生まれつつある分野もあることから、実施中期計画の推進に当たっては、将来の担い手確保・育成やデジタル等新技術の活用による生産性向上、広域連携による相互補完のための体制整備等の事業実施環境の整備について、関連施策を推進していく。

このように、実施中期計画により、施策の一層の重点化を図るとともに、組織の枠を越えた施策連携強化型の国土強靱化を推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めていく。

第1次国土強靱化実施中期計画【概要】

第4章 推進が特に必要となる施策（例）

(3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

- AIやドローン、衛星等の革新的なデジタル等新技術は、組合せや使い方の工夫次第で、国土強靱化の取組を飛躍的に進化させる可能性を秘めている。これらの革新的な技術を発災直後の過酷な環境下における初動対応から復旧・復興段階に至るあらゆる災害対応フェーズにおいて積極的に活用できるよう、平時も含めた運用体制の強化を図り、フェーズフリーな活用環境の整備を推進する。

<国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等）>

■災害用装備資機材の充実強化【警察庁】

◀目標▶ 広域緊急援助隊の災害時の救出救助活動に必要な資機材（近年の豪雨災害等への対応に当たり不足が確認された水難救助セット（ヘルメット、救命胴衣、ブーツ等）：約2,500式）の更新整備の完了率
0% [R6] → 100% [R12]



■緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化【総務省】

◀目標▶ 航空消防防災体制の充実のため、航空小隊（全77隊（令和7年3月時点））に特に必要な航空機・資機材（消防防災ヘリコプター（消防庁ヘリコプターを含む。）、ヘリサット地球局、持込型機上装置）の整備完了率
94% [R6] → 100% [R12]

■TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化【国土交通省】

◀目標▶ 大規模氾濫等に対応（高揚程化による機能強化）するための災害対策用車両（排水ポンプ車：約240台（令和6年度末時点））の整備完了率
75% [R6] → 83% [R12] → 100% [R22]

<フェーズフリーなデジタル体制の構築>

■自動施工技術を活用した建設現場の省人化対策【国土交通省】

◀目標▶ 工種（盛土・掘削・積み込み・運搬・押土・敷均し・締固めの7工種）における自動施工機械の技術基準の適用（基準整備、試行工事の実施）完了率
0% [R6] → 100% [R12]

(4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

- 激甚化・頻発化する大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、社会経済活動を維持・継続させていくためには、民の力を最大限発揮していく必要がある。
- 災害に強い社会構造への転換に向け、これまで国民一人一人が進めてきた住宅の耐災害性強化や民間企業が進めてきた施設の耐災害性強化、サプライチェーンの複線化、事業継続計画（BCP）の実定等の取組に加え、地方創生や持続可能なまちづくりとの連携強化により、地域の実情に応じた創意工夫を官民連携で創出する取組を強力に推進する。

<生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化>

■住宅・建築物の耐震化【国土交通省】

◀目標▶ 居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているもの割合（住宅の耐震化率）
90% [R5] → 95% [R12] → 耐震性が不十分なものをおおむね解消 [R17] ※
※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

<立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進、国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化>

■災害に強い市街地形成に関する対策【国土交通省】

◀目標▶ 災害に強い市街地形成に関する対策を優先的に必要とする地域（569市区町村（令和5年度時点））のうち、対策（津波避難タワー等の整備、不燃化促進、緊急車両アクセス向上、防災機能強化等）が顕化した割合
9.0% [R5] → 45% [R12] → 100% [R25]

防災と観光の機能を高度に融合させた日本の津波避難複合施設



<保健・医療・福祉支援の体制・連携強化>

■医療コンテナの活用【厚生労働省】

◀目標▶ 可動性のある医療コンテナを有する三次医療圏（全52医療圏）の割合
63% [R6] → 100% [R12] ※

※災害時の稼働方法について厚生労働省研究等を通じ検討を進めつつ、R12以降も各都道府県全域で二次医療圏1基以上に相当する個数の医療コンテナ（災害時に利用可能な可動性を有するもの）の保有を目指す導入拡大を図る。



(5) 地域における防災力の一層の強化

- 自然災害の激甚化・頻発化に伴い長期化する災害対応に適應するため、自立と連携の両面から地域防災力の強化を図る。被災地において被災者が安全に、安心して生活できる避難所環境や支援者が最大限の力を発揮できる活動環境の整備を推進し、地域の災害時における自立性の強化を図るとともに、長期に及ぶ避難生活や復旧・復興を持続的に支援できるよう、広域連携体制の強化を図る。なお、実施中期計画では、半島・離島の条件不利地域における国土強靱化施策についても、その他地域において進める当該施策と併せて全国的な施策として位置付けることとし、各地域特性を踏まえた目標の設定や当該目標の達成に向けた施策の実施については、半島・離島等の関連法に基づき別途策定される計画等の下で具体的に推進するものとする。

<スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善、避難地や救援・救護活動等の拠点の整備・機能強化、国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化>

■避難所の生活環境改善対策とそのための備蓄【内閣府】

◀目標▶ スフィア基準を満たす避難所を設置するために必要となるトイレ、ベッド等の災害用物資・資機材の備蓄を行っている市区町村の割合
0% [R6] ※ → 100% [R12]

※令和6年度中に完了した「建築物における良好な生活環境の確保に向けた取組計画」（平成25年8月閣内）等を踏まえ、今後、スフィア基準に適合するために必要となる災害用物資・資機材の市区町村による備蓄状況を確認する。

被災地の支援に向けたキッチンカー・トレーラーハウスの登録制度に登録された車両数
0台 [R6] → 1,000台 [R12] ※

■避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化【国土交通省】

◀目標▶ 広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園（約1,500か所）における災害時に活用可能な給水施設の確保率
28% [R4] → 50% [R12] ※

※ソフト施策により災害時の給水機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用井戸等の整備により災害時の給水機能を確保することとして目標を設定

<避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化（耐震化、熱中症対策・寒冷地対策等）>

■学校施設的安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化【公立学校】【文部科学省】

◀目標▶ 避難所等にもなる公立小中学校の体育館等（体育館、武道場：32,616室）における空調設備の設置完了率
18.9% [R6] → 68.1% [R12] → 100% [R17]

<避難所等における再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等を活用した自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築>

■避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策【環境省】

◀目標▶ 指定避難所（約82,000か所）等のうち、緊急に整備が必要な公共施設等（4,000か所）における災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了率
21% [R5] → 62.5% [R12] → 100% [R17]

<発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備>

■災害ボランティア等の多様な主体との連携【内閣府】

◀目標▶ 都道府県域における災害中間支援組織の設置率
45% [R5] → 100% [R12]

出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ

（参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyujinka/dai1_chuukikeikaku/index.html）

